

朝日大学法学会会則

- 第一条(名稱) 本会は、朝日大学法学会と称する。
- 第二条(事務) 本会の事務所は、朝日大学法学部内におく。
- 第三条(目的) 本会は、法学およびこれに関連する学術の研究・調査および発表を目的とする。
- 第四条(事業) 本会は、前条の目的を達成するため、左記の事業を行う。
- 一 研究機関誌「朝日法学論集」の発行
- 二 その他、本会の役員会が適当と認めたる事業
- 第五条(役員) 本会は、左記の役員をもって組織する。
- 一 正会員 本会法学部および本学大学院法学研究科の専任教員で、法学またはこれに関連する学術を専攻する者
- 二 学生会員 本学法学部および本学大学院法学研究科の在学生
- 三 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、役員会において承認された者の主催する講演会等に参加することが出来る。
- 本会には、左記の役員をおく。これが出来る。
- 一 会長 法学部長をもって、これに充てる。
- 二 委員 正会員の互選による。
- 1 編集委員 若干名
- 2 運営委員 若干名
- 3 会計委員 若干名
- 4 会計監査委員 二名
- 第八条(役員の仕事) 会長は本会を代表し、本会の事務を統括する。
- 編集委員は、朝日法学論集その他研究業績の公刊に関する編集事務を担当する。
- 運営委員は、本会の事業の運営を担当する。
- 会計委員は、本会の会計事務を担当する。
- 会計監査委員は、本会の会計監査を担当する。
- 役員の仕事は、本会の会計監査を担任する。
- 第九條(役員の仕事) 役員は、所定の会費を納めるものとする。会費については、役員会が別にこれを定める。
- 第十條(会費) 本会の経費は、会費、補助金・寄付金およびその他の収入をもつてこれに充てる。
- 第十一條(経費) 本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
- 第十二條(事業年度) 本会会則の改正には、正会員の過半数の同意を要する。
- 第十三條(会則の改正) 本会会則の改正には、昭和六十三年七月六日より、これを施行する。
- 附則 本会前は、昭和六十三年七月六日より、これを施行する。

朝日大学法学会会員

◎印は会長、○印はその他の役員

- 栗津明博 ○平田勇人
- 今井潔 三田清
- 植木哲 宮坂果麻理
- 大塚銷子 榎山錚吾
- 大野正博
- 岡寄修
- 齋藤康輝
- 佐藤千春
- ◎杉島正秋
- 高梨文彦
- 高森八四郎
- 中村良

THE ASAHI LAW REVIEW

---

No. 43

October, 2012

---

Articles

On the Conditions which permit the Discontinuation of Treatment for terminally Ill Patients (1).....Masahiro OHNO ( 1 )

Historical Transformation of 'Master and Servant law' : 'From Status to Contract' in Labor Relations.....Osamu OKAZAKI ( 35 )

Note

Constitutions of the World (1).....Koki SAITO ( 77 )

---

*published by*

Asahi University Law Association  
Gifu, Japan

THE ASAHI LAW REVIEW

---

No. 43

October, 2012

---

Articles

On the Conditions which permit the Discontinuation of Treatment for terminally Ill Patients (1).....Masahiro OHNO ( 1 )

Historical Transformation of 'Master and Servant law' : 'From Status to Contract' in Labor Relations.....Osamu OKAZAKI ( 35 )

Note

Constitutions of the World (1).....Koki SAITO ( 77 )

---

*published by*

Asahi University Law Association  
Gifu, Japan